

令和4年度学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託に係る企画競争実施の公示

岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱第7条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和4年2月18日

岡山市長 大森 雅夫

1 目的

学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託を実施するにあたり、提案書の公募による企画競争を実施し、受託事業者を特定する。

2 業務の概要

- (1) 委 託 名 令和4年度学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託（以下、「本業務」という。）
- (2) 業 務 内 容 別添「仕様書（案）」を参照
- (3) 委 託 期 間 契約日から令和5年3月31日（金）まで
- (4) 概算予算額 総額2,880,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む）以内
- (5) 支 払 条 件 完了後払い
- (6) 契 約 保 証 契約保証金（契約金額の10/100以上の額）
本契約に係る契約保証金の種類は、①契約保証金の納付、②有価証券の提供、③銀行等の金融機関の保証、④履行保証保険による保証のいずれかとする。

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する規程（昭和61年市告示第120号）に基づき、岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格名簿」という。）に登載され、「役務」部門に登録のあること。現在、有資格者名簿に登載のない者も企画提案書を提出することができるが、企画提案書の提出と併せて別表に掲げる書類を提出し、有資格者名簿に登載

されている者と同等であることの認定を受けること。

- (3) 企画提案書の提出日から契約までの間、岡山市指名停止基準に基づく、指名停止又は指名留保期間中でないこと。

4 日程及び期限

内容	日程・期限
仕様書等の交付	公示日～令和4年3月10日（木）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問受付	令和4年2月25日（金）午後5時15分まで
仕様書等に関する質問回答	令和4年2月28日（月）午後5時15分までに掲載
企画提案書の提出	令和4年3月1日（火） ～令和4年3月10日（木）午後5時15分必着
ヒアリングの実施	令和4年3月17日（木）（予定）
審査結果の通知	令和4年3月18日（金）（予定）

5 仕様書等の交付方法

岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）からダウンロードすること。

【ホームページアドレス】

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-13-1-13-0-0-0-0-0.html>

6 仕様書等に関する質問の受付及び回答

仕様書等に関する質問を受け付ける。ただし、審査に支障をきたす質問については回答しない。

(1) 受付方法

電子メールで質問票【様式3】を岡山市政策局政策部政策企画課へ提出すること。それ以外の方法では受け付けない。なお、提出後は、必ず電話により着信の確認すること。

【電子メール】 seisakukikaku@city.okayama.lg.jp

【直通電話】 086-803-1043

(2) 回答方法

すべての質問に対し、岡山市ホームページ（事業者情報＞入札・契約＞その他の入札情報＞企画競争・その他）へ回答を掲載する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出方法

- ・岡山市政策局政策部政策企画課あてに持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便）

により提出すること。

- ・封筒に「令和4年度学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネーター業務委託提案書」と朱書きの上、提出すること。

(2) 提出書類

① 企画競争参加申請書【様式1】

② 企画提案書【様式2-1～2-6】

●各ページの下部中央にページ番号を印字すること。

●必要に応じて、別紙の添付等により記載すること。

A 本業務への応募理由・市の直面する現状・課題の分析【様式2-2】

B 課題解決のための事業内容【様式2-3】

【ジョイントグループ部門】

●活動テーマ [項目1]

●座学の内容・回数・時期・テーマ等 [項目2]

●学生の活動に対する支援（方法・実施回数等） [項目3]

※オンラインでの活動も視野に入れ、効果的な支援方法を記載すること。

【ソログループ部門】

●相談支援対応方法、対応予定回数 [項目4]

【共通】

●NPOや地元企業等とのマッチング支援、創業・起業経験者との交流など支援や回数等 [項目5]

C 事業の実施体制【様式2-4】

D 業務責任者の業務実績【様式2-5】

E 事業にかかる経費【様式2-6】

(3) 提出部数 各10部

・社名、代表者印（岡山市に届け出た使用印）のあるもの1部（正本）。

・社名、代表者印のないもの9部（副本）。

副本には社名や代表者名が分かるような表記をしないこと。

(4) 注意事項

① 提出期限までに提出されなかった提案書は、いかなる理由でも特定しない。

② 提出する提案書は、提案者ごとに1案のみとする。

③ 仕様書等への質問に対する回答を確認のうえ、提出すること。

④ 提出期限にかかわらず、提出後の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 提案を取り下げの場合は、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。

なお、提案書提出期限後から契約締結までの間に参加資格の条件を満たさなくなった場合にも、取り下げ願い書【様式4】を提出すること。

⑥ 取り下げ願い書【様式4】提出後の本企画競争への参加は認めない。

8 特定方法等

(1) 審査体制

学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託企画競争審査委員会（以下「委員会」という。）で審査を行い、最適提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(2) 審査方法

- ① 委員会は、提出書類及び提案者へのヒアリングにより、審査項目について審査を行う。
- ② 委員会の各委員は、評価基準をもとに100点満点で審査し、その合計点数により最適な提案者及び次順位の提案者（次点）を特定する。

(3) ヒアリングの実施

- ① 発表時間は1事業者につき15分以内とし、詳細な日時、場所については後日お知らせする。
- ② 発表は提出資料のみをもって行うこととし、その後、委員から質問を行う。

(4) 評価基準

- ① 別表2「学生イノベーションチャレンジ推進プロジェクトコーディネート業務委託企画競争 評価基準」のとおりとする。
- ② 提案者ごとの評価得点（各委員の評価点数の平均点（小数点以下2位を切捨））が60点未満の提案については、最適な提案者として特定しない。

(5) 提案者の失格

契約の締結までに提案者が、次のいずれかに該当する場合には失格とする。

- ① 「3 参加資格」を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に虚偽又は不備があった場合
- ③ 契約の履行が困難と認められるに至った場合
- ④ 提案者が個別に選定委員会の委員と接触を持つなど審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑤ 提案者がヒアリングに出席しない場合
- ⑥ 見積額が概算予算額を超過している場合
- ⑦ 「(4)評価基準」に定める評価基準の各項目の評価点数の合計に一つでも0点がある場合
- ⑧ その他委員会で、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

(6) 特定結果の通知

最適な提案者に対しては提案書を特定したことを書面で通知する。特定されなかった提案者へは提案書を特定しなかったことを書面で通知する。

9 契約手続等

最適な提案者は、企画競争を実施した結果、最適な者として特定しただけであり、契約を締結するまでは契約関係を生じない。

委員会で選定された最適な提案者と協議し、企画・提案内容を反映した仕様書を調整の上、地方自治法第234条に定める随意契約の方法により契約を締結する。

なお、最適な提案者と協議が整わない場合、又は最適な提案者が契約締結するまでの間に、失格条件に該当した場合、次順位の提案者（次点）と協議できるものとする。

10 留意事項

- (1) 同一の提案者による複数の提案は認めない。
- (2) 提案書の作成及び提出に関する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、事業受託者の選定以外には使用しない。特定しなかった提案書は、原則として返却する。返却が不要な場合は、提案時にその旨を知らせること。
- (4) 提案書は、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の規定に基づき開示請求されたときは、開示することにより、当該法人又は当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、開示の対象となる。ただし、提案書特定期間中は、同条例第5条第4号イの規定により、開示の対象としない。
- (5) この企画競争の概算予算額は、この業務の契約締結に係る許容（予定）価格ではない。
- (6) この企画競争において使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (7) その他この企画競争の実施及び契約の締結については、本公示で定めるもののほか、「岡山市委託業務企画競争実施に関する要綱」、「岡山市契約規則」に定めるところとする。
- (8) 令和4年3月31日までに本市議会で本業務に係る令和4年度予算の議決が得られないとき又は、当該予算の執行の承認が得られないときは、本業務を執行しない。なお、その場合の提案者における損害については、本市は一切負担しない。

【提出先・問い合わせ先】

岡山市政策局政策部政策企画課（地方創生担当）
（岡山市役所本庁舎5階）
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号
電話：(086)803-1043 FAX：(086)803-1732
電子メール：seisakukikaku@city.okayama.lg.jp